

公益社団法人いばらき被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人いばらき被害者支援センター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本センターの主たる事務所は、茨城県水戸市に置く。

(目的)

第3条 本センターは、犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話又は面接による相談事業
- (2) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供及びその他の方法による直接的支援事業
- (3) 被害者等自助グループへの支援事業
- (4) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定申請手続きの補助に関する事業
- (5) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (6) 他機関との連携による被害者等の支援事業
- (7) 被害者等への支援活動に関する広報及び啓発事業
- (8) 支援活動員等の養成及び研修事業
- (9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 本センターの会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本センターの養成講座中級の課程を修了した者のうち、本センターの目的に賛同して入会した個人又は弁護士、医師、臨床心理士、大学教授等で本センターへの入会を希望する者
- (2) 賛助会員 本センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本センターに功労があった個人、団体又は学識経験者で、理事会において承認された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員については、理事会の承認をもって、これに代えることができる。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める規程により、年度ごとに会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、この限りではない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に

いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総正会員の半数以上が出席した社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によってこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において当該決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本センターの定款又は規程に違反したとき。
- (2) 本センターの名誉を著しくき損し、又は目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の規定によるほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは解散したとき。
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) すべての正会員の同意があったとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本センターに対する権利を失い義務を免れる。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、最高の意思決定機関として、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会の種別)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 他の一般法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 長期借入金の借入れ
- (9) その他社員総会で決議する旨法令又は定款で定められた事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、次項に掲げる場合を除き、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 社員総会に出席できない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使できることとする場合については、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第19条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 賛助会員は、社員総会に出席して参考意見を述べることができる。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正社員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 長期借入金の借入れ
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 他の一般法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面表決等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を通知された場合は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合においては、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない

い。

第4章 役員

(役員 の 設置)

第25条 本センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員 の 選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任し、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務に関して必要な助言を行う。

4 理事長は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残存期間とする。

3 理事及び監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第30条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

(役員 の 報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問 及び 参与)

第32条 本センターに顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本センターの運営に関する重要な事項について理事長の相談に応じる。

- 4 参与は、理事長が委嘱した専門的事項の処理について助言する。
- 5 顧問及び参与は、理事会の要請により理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は無報酬とする。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第33条 本センターに、理事会を置く。

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) その他法令で定める事項

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときには、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第41条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の重要なものを記載した書類

(会計の原則)

第44条 本センターの会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の処分制限)

第45条 本センターは、会員その他の者に対し、余剰金の分配をすることはできない。

(長期借入金)

第46条 本センターが資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期の借入金を除き、社員総会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 本センターは、社員総会の決議によらなければ、他の一般法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができない。

(解散)

第49条 本センターは、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 本センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成

18年法律第49号、以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本センターが解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第52条 本センターの事業及び事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他所要の職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

(事務局の組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 情報公開

(情報公開)

第55条 本センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(個人情報保護)

第56条 本センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 公告

(公告の方法)

第57条 本センターの公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 雑則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人法並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号、以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本センターの最初の理事長は、富田信穂とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。